

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 2月28日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 4 号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（平成18年新潟市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

(11) 条例第12条第4項第11号の場合 380円

(12) 条例第12条第4項第12号の場合 760円

第3条に次の2項を加える。

2 条例第12条第4項第11号の規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。

(1) 口蹄疫^{てい}

(2) 豚熱

(3) アフリカ豚熱

(4) 高病原性鳥インフルエンザ

(5) 低病原性鳥インフルエンザ

3 条例第12条第4項第12号の規則で定める作業は、牛又は豚のと殺の作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第11号及び同条第2項の規定は、令和5年1月1日から適用する。